

秋田県知事登録 不動産鑑定業の登録申請(変更)

登録事項に変更があった者は、必要な書類を届け出る必要があります。変更登録申請を行う場合は、登録申請書(①)に加えて、変更内容に応じた書類の提出が必要です。変更内容(a～d)及び必要な書類は次のとおりです。

	変更内容	必要な書類
a	名称、商号又は事務所の名称若しくは所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> 登録申請者が個人の場合は⑤、法人の場合は⑥及び⑦に変更がある場合【変更後のものを具備するため】
b	法人の役員の増員、減員若しくは交代	<ul style="list-style-type: none"> 新任の役員について③の書類 ⑥⑦の書類に変更がある場合【変更後のものを具備するため】
c	(事務所ごとの)不動産鑑定士の氏名の変更若しくは事務所の新設	<ul style="list-style-type: none"> ②の書類【変更後のものを具備するため】 ④の書類(該当する場合のみ) 新任の不動産鑑定士について⑨の書類
d	a～cの場合で、登録申請者の変更を伴う場合	<ul style="list-style-type: none"> ③の書類【変更後のものを具備するため】 登録申請者が個人の場合は⑤、法人の場合は⑥及び⑦に変更がある場合【変更後のものを具備するため】 ⑧の書類【変更後のものを具備するため】

※個人の場合で事務所が住所地と異なる場合、事務所の賃貸借契約書(写)を求めることがあります。

①～⑨の書類については次のとおりです。

	書類の名称	記載事項等
①	登録申請書(別記様式第9)	<ul style="list-style-type: none"> 変更に係る事項を記載する。
②	不動産鑑定士及び鑑定士補の氏名(別記様式第8 添付書類(口))	<ul style="list-style-type: none"> 専任の不動産鑑定士だけでなく、全ての不動産鑑定士(補)について記載。
③	法第25条各号に該当しないことを誓約する書面	<ul style="list-style-type: none"> 個人用は申請者分1枚。 法人用は申請者及び役員分の2枚。
④	法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面	<ul style="list-style-type: none"> 専任の不動産鑑定士の任命書、辞令または証明書を提出。申請者が専任の不動産鑑定士を兼任している場合は不要。
⑤	住民票の抄本	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が個人の場合は申請者のもの。 個人または法人に関わらず、専任の不動産鑑定士のもの。
⑥	定款又は寄付行為	<ul style="list-style-type: none"> 「目的」欄に「不動産鑑定評価業務」等の記載があること。
⑦	登記事項証明書(商業登記簿謄本)	<ul style="list-style-type: none"> 「現在事項証明書」で可。
⑧	登録申請者の略歴書	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は監査役を除き、「登録申請書」の「役員氏名」欄に記載した役員全員について作成。
⑨	事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が専任の不動産鑑定士を兼任している場合は「登録申請者 兼 専任の不動産鑑定士の略歴書」を作成。

※住民票の抄本および登記事項証明書は、申請日から3ヶ月以内に発行のものをご提出ください。

【手数料】

なし

【提出方法】

正本1部を窓口までご提出ください。(郵送・電子データ可)

【担当】

窓口:秋田県庁6階 秋田県 建設部 建設政策課 用地チーム

TEL:018-860-2421(直通) FAX:018-860-3800

E-mail:kanrikik@pref.akita.lg.jp

住所:〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号